

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の一部を改正する条例（案）  
に対する意見及び検討結果について

募 集 期 間：令和3年10月1日（金）から令和3年11月1日（月）まで  
提出人数・件数：12人・18件

番号	条例項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	(定義) 第2条 第1号	<p>(定義) 第2条 第1号 障害者</p> <p>意見：障害者の定義に「障害者手帳等の有無にかかわらず」の追加は不要と考えます。</p> <p>理由：障害者権利条約において「障害の社会モデル」が導入されたことにより、2011年障害者基本法が見直され、障害者差別解消法が制定されました。障害者の定義は、社会的障壁を追加して「障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」に改正されました。障害者手帳は、心身の機能の障害のみに起因するいわゆる「障害の医学モデル」または「障害の個人モデル」に基づき、障害福祉サービスの法律により障害の程度に応じて認定され取得されるものです。</p> <p>「障害の社会モデル」の導入により、「障害の医学モデル」では障害者と認定されなかった軽微な障害でも、社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものは全て障害者であると定義されました。</p> <p>従って、「障害者手帳等の有無にかかわらず」の追加は、「障害の社会モデル」を理解すれば不要であることが分かります。障害者基本法、障害者差別解消法の定義では実効性を確保できないとする考え方には賛同できません。</p>	<p>今回の改正で「障害者手帳等の有無にかかわらず」を追加したのは、障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「基本法」という。）又は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「差別解消法」という。）による実効性を否定する考え方によるものではなく、この条例に基づく行為等の対象者を明確にするためです。</p> <p>御意見のとおり、基本法及び差別解消法における障害者の定義は障害者手帳等の有無にかかわらず形とされていますが、一方で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）における障害者の定義では、障害者手帳等の有無など一定の条件の下規定されています。これらの違いは、それぞれの法律に基づく行為等の対象者の違いによるものです。</p> <p>なお、この条例では難治性疾患を明示したり、「継続的」のみでなく「断続的」に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものも含めるなど、これまで基本法及び差別解消法の定義にないものも明確にしているところです。</p>

番号	条例項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
2	(定義) 第2条 第1号	(定義) 第2条 第1号 障害者 意見：障害者の定義に「高次脳機能障害」の追加は不要と考えます。 理由：高次脳機能障害は、精神保健及び精神障害福祉に関する法律では、「精神病質その他の精神疾患を有する者」にあたり、器質性精神障害と認定されれば精神障害者保健福祉手帳が取得できます。 外見からはわかりにくく見えない障害は精神障害全般に言えることで、高次脳機能障害だけを特別視する必要はないと思います。むしろ、外見からはわかりにくく見えない障害は身体障害である内部障害です。高次脳機能障害を追加するのであれば、バランス的にも内部障害も追加するべきだと考えます。 また、厚生労働省の精神障害者の統計データからも高次脳機能障害者は少数であり、多い方から気分障害（うつ病、躁病、双極性）、神経症性障害、統合失調症、アルツハイマー病、てんかん、血管性等認知症、薬物・アルコール依存症、その他の順番になっています。精神障害は一生の内、だれでも発症する可能性がある身近な疾患です。	「高次脳機能障害」については、外見から分かりにくいだけでなく、症状、発症の時期等によって取得できる手帳が異なること及び法的な位置付けがあいまいなことから、この条例の対象から漏れることのないよう明記しました。 「内部障害」については、外見から分かりにくいのは御意見のとおりですが、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条、同法別表第5号及び身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第36条により内部障害がある者が「身体障害者」の一つであると規定されています。法的な整合性から、条文の中で「身体障害者」と別に明記するのではなく、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の啓発冊子において詳しく説明するのが適当と考えます。
3	(定義) 第2条 第1号	第2条定義第1号 障害者の定義に高次脳機能障害を明文化されたことに賛成です。 高次脳機能障害は手帳では精神障害に含まれていますが他の精神障害とは症状・対応は全く違います。 失語症は手帳では身体障害に含まれていますが、学問的には高次脳機能障害の症状の一部で、意思疎通困難な症状です。 高次脳機能障害の症状でありながら制度上失語症と高次脳機能障害は分けされており、複雑です。 ガイドブックに高次脳機能障害・失語症を分かりやすく説明をしてください。	障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の啓発冊子には、一般向けの「共に学び共に生きる小金井市をめざして」及び子ども向けの「すべての人が幸せに暮らせる「まち」を作るためのハンドブック」の2種類があります。 子ども向けの冊子については、今年度発行するものから、失語症の説明を加えることにしました。 大人用冊子については、条例改正後に改めて発行する予定であるため、その際に御意見を反映させていただきます。
4	(定義) 第2条 第3号	改正条例第2条 重度障害の第1級で自らの意志を第三者に告げられない障害者の場合、選挙権行使は不可能であり、(3)に就いては整合性が無い様に思う。扶養者に同封されて送付されて来る選挙用紙は権利と実行性に無理が有る。	実際に選挙権の行使が可能かどうかは結果として現れてくるものであり、権利を行使する機会は平等に与えられるべきと考えています。

番号	条例項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
5	(定義) 第2条 第3号、 第5号、 (不当な差別的取扱 いの禁止) 第8条	第2条定義第3号、第5号、第8条 障害者の働く・暮らす場の建設では過去に近隣の反対で断念した事例があったと聞きま した。市は毅然として条例を有効に活用し、障害者施設において地域住民と障害者・そ の家族との交流が自然に行われ、共生できるように協力・支援して下さい。 見えない障壁はありますが、この条例を多くの人々に知ってもらい、色んな障害を理解 し、小金井市で共に平和に暮らしたいです。	障害及び障害者への理解不足により障害者の 働く・暮らす場の確保が妨げられることがな いよう、この条例を周知し、同条例の趣旨に 基づき、市民及び事業者が障害及び障害者 に関する正しい理解を深めるよう、普及啓発 に努めてまいります。
6	(定義) 第2条 (基本理念) 第3条第2項 (相互理解の促進) 第11条 (教育) 第12条第2項	(定義)第2条、(基本理念)第3条第2項、(相互理解の促進)第11条、 (教育)第12条第2項 意見：第2条、第3条第2項、第11条、第12条第2項に「障害の社会モデル」を追加して ください。 理由：「障害の社会モデル」は、障害者権利条約において考え方が示され、2011年 に改正された障害者基本法及び障害者差別解消法の根幹となっています。差別の禁止、 社会的障壁の除去、合理的配慮等の必要性を理解するためには、「障害の社会モデル」 の考え方を知り、教育することはとても重要です。 都条例との整合を図るためにも、3年後を待たずに今回の改正条例で「障害の社会モデ ル」を追加することが是非必要と考えます。 障害の社会モデル：障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに 起因するのではなく、社会的障壁と相対することによって生じるものとする考え方をい う。	今回の改正では、この条例の実効性を担保す るための必要最低限の見直しを行うことと し、「障害の社会モデル」のような基本理念 に関わるような重要な部分については、次回 の改正において時間をかけてしっかりと議論 することとしたところです。 実効性という意味では、「障害者」の定義 において、「障害及び社会的障壁により」と規 定することにより「社会的障壁と相対するこ とによって生じるものとする」という考え 方を補っていると考えています。 また、(相互理解の促進)及び(教育)の条 項においては、理解の対象を単に「障害及び 障害者」ではなく「障害及び障害者に関す る」としていることから、「障害の社会モデ ル」については「関する」に含まれると考 えています。御意見については、逐条解説、啓 発冊子等の説明に反映させていただきます。 なお、今回の改正で新たに加えた第11条第 2項については、「障害及び障害者に対す る」と規定しており、「障害及び障害者」に 特定されるように読めてしまうので、他の規 定と合わせて文言を修正します。

番号	条例項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
7	(合理的な配慮) 第9条 (情報伝達) 第10条	過去には、障害のある人は社会生活の中で種々の障壁をかかえて来たが、様々な立場の方々の努力があって今がある事に、障害者の一人として感謝しております。一方、合理的な配慮が求められる中で、現在、社会の流れは共生社会の実現化が加速され、心のバリアフリーが進んでいます。しかし、ハード面でのバリアフリーやユニバーサルデザインの徹底導入や、情報の伝達等、まだまだ不十分である事を感じております。障害のある人にとっては、例へば、移動の困難さは非常に重く、高令化も伴い身体機能も低下し、移動手段、家族構成により、移動の支援も出来なくなり、外出の機会、社会参加も減少し続けています。又、道路や施設、設備も整備を用する所も多く見られ、例えばトイレ一つでも改善を要するところを多く見受けます。勿論ハード面は、場所的にも金銭的にも直ちには決して思っておりませんが、もう少し早めて欲しいと願っております。色々お世話になりますが、今後ともよろしく願います。	令和3年6月4日に公布された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）において、事業者に対し、合理的な配慮の提供が義務化されました。障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の一部を改正する条例（案）においても、同様の改正をしており、これにより、ハード面でのバリアフリー及びユニバーサルデザインの導入が進むことを期待しております。なお、今回の改正案においては、「市民及び事業者が合理的な配慮を容易に行うことができるよう、必要な支援措置を講ずるものとする」という規定を新たに設けております。市としても、この規定に基づく支援策を講ずることにより、バリアフリー化の推進に努めてまいります。
8	(情報伝達) 第10条	平素よりお世話になっております。この度送付されました資料「説明会資料」を拝見させて頂きました。同資料8ページの、第10条の3行目のかっこ内についてですが、「障害者が自ら選択するコミュニケーション手段」の中に、「点字」と言う文字が含まれていない事に関しまして、当会員の中からも疑問視する声が多々出ております。その様な理由から僭越ながら意見を述べさせていただきます。	御意見を受け、改めて他の自治体の事例を参考に検討したところ、「点字」のほか、「筆談」、「拡大文字」、「平易な表現」などの例示が複数の自治体で見られましたので、これらを踏まえて修正します。
9	(情報伝達) 第10条	改正案（情報伝達）第10条 手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識の下、手話が言語であると明記された事はすばらしい事だと思います。今、聴覚障害者協会が「手話言語条例」を制定する運動を全国的に展開しています。小金井市でもその動きがあるので、言語条例の方も同じく、理解が促進され権利が認められるよう願っています。	賛同する御意見をいただいたところですが、この改正により、この条文の対象が聴覚障害者に限られるように見えてしまうとの御意見をいただいたことを踏まえ、「手話言語」に係る規定は、第2項として別に設けることとします。また、障害者差別解消条例と手話言語条例は別であるとの御意見もいただいたことを踏まえ、賛同する御意見も生かしつつ、他自治体の障害者差別解消条例を参考に、「認識の下」を「認識に基づき」に、「手話が言語であること」の理解を「手話に対する理解」に、「促進する」を「促進に努める」にするなどの修正をします。なお、第1項については、No.8のとおり修正します。

番号	条例項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
10	(情報伝達) 第10条	資料8ページ、改正案(情報伝達)第10条について 聴覚障害者を対象とするような表記を受け止めてしまいます。障害のある市民すべてが対象ではないでしょうか。その人の特性に合った多様なコミュニケーション手段があることを市民一人ひとりが理解することで障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指すことではないかと思えます。よって現行のままでいいのではないのでしょうか。	対象が聴覚障害者に限られるように見えてしまうという御意見をいただいたところですが、手話が言語であるという認識を普及することについては賛同する御意見もいただいていることから、誤解を受けないよう、第2項として別に設けることとします。なお、障害者差別解消条例と手話言語条例は別であるとの御意見を踏まえ、他自治体の障害者差別解消条例を参考に、No.9のとおり修正します。また、第1項については、対象が全ての障害者であることを示すためにも、No.8のとおり修正します。
11	(情報伝達) 第10条	改正前に聴覚障害者協会に確認しましたか？ 自立支援協議会の中に当事者はいましたか？ P8の改正案は反対します。 「手話が・・・促進するとともに」が追加される場合は、聴覚障害者、特に手話で生活しているろう者だけの対象になってしまう！ 全ての障害者を対象する情報伝達でそのままで良い！！ 障害者差別解消条例と手話言語条例はまったく別なので勉強する必要があります。 なので、自立支援協議会に聴覚障害者協会の会長が委員にやってもらいたい！！	対象が聴覚障害者に限られるように見えてしまうという御意見をいただいたところですが、手話が言語であるという認識を普及することについては賛同する御意見もいただいていることから、誤解を受けないよう、第2項として別に設けることとします。なお、障害者差別解消条例と手話言語条例は別であるとの御意見を踏まえ、他自治体の障害者差別解消条例を参考に、No.9のとおり修正します。また、第1項については、対象が全ての障害者であることを示すためにも、No.8のとおり修正します。
12	(情報伝達) 第10条	(情報伝達) (P8) 改正案第10条で「手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識の下、手話が言語であることの理解を促進するとともに」が追加されましたが、対象が聴覚障害者、特に手話で生活している聴覚障害者だけの対象になってしまいます。聴覚障害者だけではなく、視覚障害者・知的障害者など全ての障害者を対象とする情報伝達が本来の差別解消条例のあるべき姿ではないかと存じます。 従い、現行の第9条の内容を改定することなくそのままにすることを強く望みます。 全ての障害者に字幕・手話通訳・要約筆記・音声解説他のあらゆる方法、その人にあったコミュニケーション方法・手段を選択できる社会・そして全ての障害者に利用拡大の支援を広げることがとても大切と考えます。  差別による障害者差別解消条例と、言語として捉える手話言語条例は別内容である、と私共聴覚障害者協会は認識しています。  差別による障害者差別解消条例と、言語として捉える手話言語条例は別内容である、と私共聴覚障害者協会は認識しています。	対象が聴覚障害者に限られるように見えてしまうという御意見をいただいたところですが、手話が言語であるという認識を普及することについては賛同する御意見もいただいていることから、誤解を受けないよう、別に項を設けることとします。なお、障害者差別解消条例と手話言語条例は別であるとの御意見を踏まえ、他自治体の障害者差別解消条例を参考に、No.9のとおり修正します。また、第1項については、対象が全ての障害者であることを示すためにも、No.8のとおり修正します。

番号	条例項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
13	(情報伝達) 第10条 (相互理解の促進) 第11条	同第10条 障害者とのコミュニティー手段として、手話を利用出来るように普及・啓発・利用拡大の支援に努めるべきであり、同第11条の児童及び生徒への手話教育を推進する事は必要である。	手話に限らず、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めることは第10条に規定しているとおりです。 第11条については、No.6の御意見を踏まえ、他の規定と合わせた修正を行うことにより、「手話教育」についても「関する」に含まれることになると考えています。
14	(相互理解の促進) 第11条 (教育) 第12条第2項 (特定相談) 第13条 (助言又はあっせんの申立て) 第14条	(相互理解の促進)第11条、(教育)第12条第2項 (特定相談)第13条、(助言又はあっせんの申立て)第14条  意見：今回の市条例一部改正は、3年間の実績を踏まえて見直し検討された結果と考えております。 次の各条項について具体的な実績を提示してください。  1. 第11条第1項：市民及び事業者に対する普及啓発その他必要な措置 2. 第12条第2項：幼児、児童及び生徒に対する教育 3. 第13条第1項：障害者及びその関係者からの特定相談 4. 第14条第1/2項：障害者又は代理人からの助言又はあっせんの申立て	別紙2のとおり
15	付則 (検討) 第2項	まず、今回の改正案にあたり、私共聴覚障害者協会はじめ、小金井市内に属する障害者団体に小金井市条例（障害者差別解消法）が施行されてからどのような改善がなされ、さらにどのような条項が必要なのか一つひとつの確認をされていないことが大変遺憾に思います。これこそが小金井市条例に掲げる「共に学び共に生きる社会を目指す」ことに合わないのではないかととても残念でなりません。[3年をめどに]ではなく、日々ある生活から徐々に改善していく方法、これから望ましいのではないのでしょうか？  改正解説 付則2（P10） (検討) ⇒この3年間、障害者団体に問合せ、面談はございませんでした。改善案として、市内障害者団体に直に訪問・面談し、必要な訂正を進めた方が、更によりよい内容に改善できるのではないのでしょうか。	今回の改正は、法改正及び東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30年条例第86号）との整合を図りつつ、実効性を担保するために必要な最低限の見直しにとどめていることから、至らぬ点が多々あることは認識しております。 積み残した課題については、次回の改正の際に時間をかけてしっかりと議論したいと思っております。 なお、「改正」の時期としては、諸々の手続を踏む必要があることから3年を目途としていますが、「改善の検討」につきましては、日々行っていきたく思いますので、お気付きの点があれば、都度御意見をお寄せください。次回の改正の参考にさせていただきます。
16		必要な改正と認識しました。特に意見はありません。	御意見及び御賛同いただき、ありがとうございました。
17		改正部分、いいと思います。	御意見及び御賛同いただき、ありがとうございました。

番号	条例項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
18		障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（案）を読みま した。 大変勉強になりました。 反対意見などはありません。 宜しくお願い致します。 返事が遅くなり申し訳ございません。	御意見及び御賛同いただき、ありがとうございました。

※ お寄せいただいた御意見は、原則として全文を掲載しています。